平成２８年（フ）第１４２号
神戸市中央区宮本通２丁目１―19　シュー・フルール201、住民票上の住所神戸市西区美穂が丘５丁目３番地の２
債務者　松岡　　徹
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　功治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３４号
大分県別府市天満町11番25号
債務者　**廣**石　忠孝
1　決定年月日時　平成28年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　邦彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６９号
新潟県長岡市上除町甲2316―１レオパレスＢＲＯＳ１　201号、申立時の住所鹿児島県肝属郡肝付町後田2772番地
債務者　山下　義一
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第４５０号
大阪府岸和田市尾生町3107番地の８、前住所大阪府堺市中区東八田30番地８
債務者　中野　美穂（旧姓松山・北川）
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡﨑　宣利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
東京都小金井市本町２丁目20番15―203号マイキャッスル武蔵小金井シティフォルム、従前の住所兵庫県加古川市加古川町篠原町５番地　サングレイド加古川Ⅱ―1101号
債務者　田中　勇一
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８１号
熊本市北区植木町小野970番地２
債務者　水成　麻紀
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　崇弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２４号
鹿児島県志布志市志布志町志布志938番地１（前住所　鹿児島県志布志市志布志町志布志927番地２）
債務者　松元　幹郎
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
鹿児島県志布志市志布志町志布志938番地１
債務者　松元ヒロエ
1　決定年月日時　平成28年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３９号
岡山県倉敷市玉島陶4650番地
債務者　山本　茂子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
岡山県倉敷市福田町古新田1002番地９　モンシェリー202号
債務者　田原　直美
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
札幌市東区北32条東12丁目２番20号　２号
債務者　木村　千尋
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２５号
札幌市東区本町２条２丁目１番４号　メゾネット22―５号
債務者　泉　　翔
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５５号
札幌市中央区宮の森４条５丁目４番10―205号、申立時の住所札幌市西区発寒10条５丁目７番17号　ルーブル発寒Ｂ―105号
債務者　竹内　由美
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２６０号
札幌市北区北26条西５丁目２番16―506号
債務者　猪爪勇希央
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２７２号
北海道石狩郡当別町北栄町22番地９
債務者　稲井　　孝
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９０号
札幌市中央区南５条西12丁目1299番地８　荏原荘10号
債務者　高見　　眞
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部